

長野県告示第310号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設の指定を、次のとおり行いました。

平成19年5月28日

事業所の名称
特別養護老人ホーム銀松苑

事業所の所在地
大町市常盤6850-24

長野県知事 村井 仁
指定した年月日
平成19年5月16日

長寿福祉課



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成19年5月28日

長野県知事 村井 仁

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド塩尻店
塩尻市大字広丘野村1787-25ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称（氏名）及び住所
征矢野木材株式会社
東京都江東区木場2-9-3
- 3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
2,048 平方メートル	2,999 平方メートル

- (2) 駐車場の収容台数

変更前	変更後
201 台	141 台

- (3) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヤマダ電機	午前10時00分	午後9時00分	午前10時00分	午後10時00分

- (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分～午後9時30分	午前9時30分～午後10時15分

- (5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	2	2
出口	2	2
合計	4	4

位置は届出書に添付された図面のとおりに

- 4 変更する年月日
平成20年1月12日
- 5 届出年月日
平成19年5月11日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成19年5月28日から平成19年9月28日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課

公告

平成19年5月21日、長野県下水内中部土地改良区の定款変更を認可しました。

平成19年5月28日

長野県知事 村井 仁

農地整備課

2に掲げる事務所に掲示するほか、特に必要がある場合は官報、新聞等に掲載して行います。

- 8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
平成19年6月26日

建築管理課

公告

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第11条第1項の規定により、市街地再開発組合の設立を次のとおり認可しました。

平成19年5月28日

長野県知事 村井 仁

- 1 組合の名称
大門中央通り地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地
塩尻市大門一番町6番4号 塩尻商業振興会館内
- 3 事業施行期間
平成19年5月28日から平成22年3月31日
- 4 施行地区
塩尻市大門一番町603-2、603-3、603-4、603-5、603-6、603-7、603-8、603-10、603-11、605-8、605-9、605-10、605-11、607-1、607-4、607-7、607-8、607-9、607-9先の一部、607-10、607-11、607-12、612-1、612-2、612-3、613-2、613-3、613-4、1720-1、1720-1先の一部、1720-2、1720-3、1720-4、1720-5、1720-6、1720-7、1720-8、1720-9、1720-10、1720-11及び1720-11先の一部
- 5 設立認可の年月日
平成19年5月23日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法

公告

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第66条第1項第9号の規定により、次のとおり免許を取り消しました。

平成19年5月28日

長野県知事 村井 仁

- 1 被処分者
 - (1) 商号
株式会社東横地所
 - (2) 代表者氏名
代表取締役 永井 勝
 - (3) 主たる事務所の所在地
長野市大字柳原2317番地16
 - (4) 免許証番号
長野県知事(10)1367号
 - (5) 免許年月日
平成14年6月26日
- 2 処分年月日
平成19年5月23日
- 3 処分内容
免許の取消し
- 4 適用条項
宅地建物取引業法第41条の2第1項及び第44条

建築管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年5月28日

長野県議会事務局長 徳武和夫

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
会議録検索システム用サーバー等 一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成19年8月1日から平成24年7月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県議会事務局議事課

電話 026 (235) 7413

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成19年6月13日（水） 午前11時
イ 場所 長野県庁 西庁舎106号会議室
- (3) 郵送入札書の可否
郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年6月5日（火）午後4時までに上記3の場所へ提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県議会事務局長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

議事課

公告

平成19年度長野県教育職員免許法認定講習を次のように開設します。

平成19年5月28日

長野県教育委員会

1 講習期間等

(1) 講習期間

- ア A期 平成19年8月1日(水)から8月3日(金)まで
- イ B期 平成19年8月22日(水)から8月24日(金)まで
- ウ C期 平成19年8月30日(木)、31日(金)及び9月3日(月)
- エ D期 平成19年9月4日(火)から9月6日(木)まで
- オ E期 平成19年7月27日(金)、30日(月)及び31日(火)
- カ F期 平成19年8月1日(水)から8月3日(金)まで
- キ G期 平成19年8月6日(月)から8月8日(水)まで

(2) 講義時間

講義時間は、午前10時から午後4時までとします。

(3) 留意事項

- ア 初日の受付は、午前9時15分からとし、開講式を午前9時45分から行います。
- イ 講義1時間に対して、2時間の学修を行う必要があることとします。
- ウ 講義時間以外において、報告書の作成又は筆記試験等による成績審査を行います。

2 会場

期間	会場	所在地
A期	長野県総合教育センター	塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4
B期	長野県総合教育センター	塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4
C期	長野県総合教育センター	塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4
	信州大学教育学部	長野市西長野6-ロ
D期	長野県総合教育センター	塩尻市大字片丘字南唐沢6342-4
E期	長野県松本合同庁舎	松本市大字島立1020
	長野県短期大学	長野市三輪1-4-9
F期	長野県短期大学	長野市三輪1-4-9
	長野県伊那養護学校	伊那市西箕輪8274
	長野県長野保健所	長野市大字中御所字岡田98-1
G期	長野県松本盲学校	松本市旭2-11-66
	長野県諏訪養護学校	諏訪郡富士見町富士見11623-1
	長野県松本ろう学校	松本市寿豊丘820
	長野県上田養護学校	上田市大字岩下462-1
	長野県松本合同庁舎	松本市大字島立1020

3 講座区分、授与単位数等

教育職員免許法施行規則に定める教育科目		開設科目	単位数	免許状の種類	定員	対象者	
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教育の意義及び教員の役割	現代教師学	1	小学校教諭一種 中学校教諭一種 高等学校教諭一種 (農業実習、工業実習) 養護教諭一種	60人	小学校教諭二種取得者 中学校教諭二種取得者 高等学校実習助手(農業実習、工業実習) 養護教諭二種取得者
	教育の基礎理論に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	学校経営学	1		60人	
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育課程概論	1		60人	
		各教科の指導法	理科教科教育法	1	小学校教諭一種 中学校教諭一種(理科)	60人	
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	進路指導の理論及び方法	キャリア教育	1	小学校教諭一種 中学校教諭一種 高等学校教諭一種 (農業実習、工業実習)	60人	
教科に関する科目	国語	国語基礎・国語学	1	小学校教諭一種	30人	小学校教諭二種取得者 中学校教諭(国語)二種取得者	
	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)			中学校教諭一種(国語)			
	算数	算数基礎・代数学	1	小学校教諭一種	30人	小学校教諭二種取得者 中学校教諭(数学)二種取得者	
	代数学			中学校教諭一種(数学)			
	図画工作	図画工作基礎・工芸	1	小学校教諭一種	30人	小学校教諭二種取得者 中学校教諭(美術)二種取得者	
	工芸			中学校教諭一種(美術)			
	異文化理解	異文化理解教育	1	中学校教諭一種(英語)	30人	中学校教諭(英語)二種取得者	
	農業の関係科目	作物育種学	1	高等学校教諭一種 (農業実習)	20人	高等学校実習助手(農業実習)	
職業指導	職業指導	1	高等学校実習一種 (農業実習、工業実習)	20人	高等学校実習助手(農業実習、工業実習)		
養護に関する科目	精神保健	精神保健	1	養護教諭一種	50人	養護教諭二種取得者	
	健康相談活動の理論及び方法	健康相談活動の理論及び方法	1	養護教諭一種	50人		
	特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育総論	1	特別支援学校教諭一種及び二種	200人	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害児の心理・生理・病理	1	特別支援学校教諭一種及び二種 ・中心となる領域 視覚障害者 ・含む領域 なし	50人		
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障害児教育論	1	特別支援学校教諭一種及び二種 ・中心となる領域 聴覚障害者 ・含む領域 なし	50人		

特別支援教育に関する科目	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害児等の心理・生理・病理	1	特別支援学校教諭一種及び二種 ・中心となる領域 知的障害者 ・含む領域 肢体不自由者 病弱者	200人	小学校教諭一種又は二種取得者 中学校教諭一種又は二種取得者 高等学校教諭一種又は二種取得者 特別支援学校教諭二種取得者	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害児等教育論	1	特別支援学校教諭一種及び二種 ・中心となる領域 知的障害者 ・含む領域 肢体不自由者 病弱者	200人		
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	肢体不自由児等の心理・生理・病理	1	特別支援学校教諭一種及び二種 ・中心となる領域 肢体不自由者 ・含む領域 知的障害者 病弱者	150人		
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	病弱者等の心理・生理・病理	1	特別支援学校教諭一種及び二種 ・中心となる領域 病弱者 ・含む領域 知的障害者 肢体不自由者	150人		
	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	重複障害・LD等障害児教育研究	1	特別支援学校教諭一種及び二種 ・中心となる領域 重複・LD等領域 ・含む領域 なし		200人
				特別支援教育指導研究	1	特別支援学校教諭一種及び二種 ・中心となる領域 なし ・含む領域 視覚障害者 聴覚障害者 知的障害者 肢体不自由者 病弱者		200人
				特別支援教育コーディネーター概論	1	特別支援学校教諭一種及び二種 ・中心となる領域 重複・LD等領域 ・含む領域 なし		200人

4 講座配置、成績審査の方法等

科 目	区分	会 場	講 師	成績審査の方法	持 参 品
現代教師学	D期	総合教育センター 第1研修室	信州大学教育学部准教授 武者一弘	筆記試験	・文部科学省のホームページ (政策関連情報→審議会情報 →中央教育審議会)の関係する 情報を見しておくこと。(特に、 2006年と2007年の答申)
学校経営学	C期	総合教育センター 第1・第5研修室	信州大学教育学部准教授 武者一弘	筆記試験	・勤務校の学校要覧(学校経営 計画) ・(可能ならば)「教育六法 (2007年版)」
教育課程概論	A期	総合教育センター 第1研修室	信州大学教育学部准教授 伏木久始	報告書	・勤務校の年間行事予定表の コピー ・(可能な範囲で)年間指導 計画(担当教科又は学級経営)
理科教科教育法	C期	信州大学教育学部 W506号室	信州大学教育学部教授 榎原保志	筆記試験 及び報告書	・小学校学習指導要領解説 理科編
キャリア教育	B期	総合教育センター 第1・第5研修室	信州大学教育学部准教授 武者一弘	筆記試験	・キャリア教育(職業教育・ 進路教育)の一単元分の指導 計画を作成し、持参 ・内閣府、文部科学省、経済 産業省、厚生労働省のホーム ページの関連情報を見しておく こと。
国語基礎・国語学	A期	総合教育センター 第2研修室	信州大学教育学部教授 山本清隆	筆記試験	・「日本語要説」(ひつじ書 房)1,900円 ・小・中学校学習指導要領及 び解説 国語編 ・国語辞典(一般的なもの1 冊以上)
算数基礎・代数学	D期	総合教育センター 第7研修室	信州大学理学部准教授 花木章秀	筆記試験	・電卓
図画工作基礎・工芸	D期	総合教育センター 第2・陶芸研修室	信州大学教育学部教授 橋本光明 信州大学教育学部教授 木村仁	報告書 作品審査	・タオル ・軍手 ・材料費500円
異文化理解教育	D期	総合教育センター 第9研修室	信州大学教育学部教授 伊原巧	筆記試験	・「国際コミュニケーション のための英語教育研究」3,000 円(当日購入) ・英和辞典
作物育種学	D期	総合教育センター 第1オンライン室・第1パソ コン研修室	信州大学農学部准教授 春日重光	報告書	なし
職業指導	C期	総合教育センター 第1オンライン室	松本大学総合経営学部講師 畑井治文	報告書	なし
精神保健	A期	総合教育センター 第5研修室	信州大学医学部教授 天野直二 信州大学医学部附属病院准教授 原田謙 信州大学医学部附属病院講師 横山伸	報告書 報告書 報告書	なし
健康相談活動の理論及び方法	B期	総合教育センター 生涯研修室	飯田女子短期大学准教授 黒岩長造	報告書	なし

特別支援教育総論	F期	長野県短期大学	信州大学教育学部教授 永松裕希	報告書	・(可能ならば)自分が作成した個別の指導計画、自校の教育課程
視覚障害児の心理・生理・病理	G期	松本盲学校	上越教育大学 学校教育研究科教授 大庭重治	筆記試験	なし
聴覚障害児教育論	G期	松本ろう学校	上越教育大学 学校教育研究科教授 我妻敏博	報告書	・(可能ならば)「聴覚障害児の言語指導～実践のための基礎知識～」(田研出版) 2,730円
知的障害児等の心理・生理・病理	E期	松本合同庁舎	信州大学教育学部教授 小島哲也	報告書	・「ICFの理解と活用」700円(当日購入)
知的障害児等教育論	G期	上田養護学校	信州大学教育学部教授 永松裕希	報告書	・(可能ならば)自分が作成した個別の指導計画、自校の教育課程
肢体不自由児等の心理・生理・病理	F期	伊那養護学校	上越教育大学 学校教育研究科准教授 葉石光一	筆記試験	なし
病弱者等の心理・生理・病理	G期	諏訪養護学校	信州大学教育学部教授 田巻義孝	報告書	・「障害児の病理」2,000円(当日購入)
重複障害・LD等障害児教育研究	E期	長野県短期大学	信州大学教育学部教授 田巻義孝	報告書	・「障害児の病理」2,000円(当日購入)
特別支援教育指導研究	F期	長野保健所	信州大学教育学部教授 田巻義孝	報告書	・「障害児の病理」2,000円(当日購入)
特別支援教育コーディネーター概論	G期	松本合同庁舎	信州大学教育学部准教授 上村恵津子	報告書	なし

5 受講者の範囲

原則として、当県の学校に勤務している教員で、3の表の対象者欄に掲げるものとしますが、定員の範囲内で、その他の者の受講も認めることがあります。

6 受講手続等

- (1) 受講希望者は、教育事務所で交付する長野県教育職員免許法認定講習受講申込書(長野県教育委員会ホームページにも掲載)に必要な事項を記入の上、平成19年6月11日(月)までに、学校の所在地を所管する教育事務所に提出してください。
- (2) 受講希望者が定員を上回った場合は、原則として申込順により受講者を決定しますが、特別支援教育に関する科目の受講者については、取得単位数の多い者や特別支援経験年数の長い者を優先します。また、定員を著しく下回った場合は、開講しないことがあります。各開講科目とも、受講希望者に受講決定通知書等を7月上旬に通知します。
- (3) 受講する者は、受講料(1単位の講習課程ごとに900円)を長野県収入証紙(教育職員免許法認定講習受講書にはって、消印はしないでください。)により納付してください。

7 その他

- (1) 講義時間の5分の4以上の出席がなければ、単位の認定は行いません。
- (2) 講師の用意した印刷物等については、講師が実費を徴収することがあります。
- (3) 各講座とも筆記用具、ノートを必ず持参してください。
- (4) 4の表の持参品欄で指定された参考書等は、各自で用意し、持参してください。

教学指導課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成19年5月28日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの

生活安全企画課

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
7月3日(火)	午後1時から 午後4時まで	岡谷会場	岡谷市中央町1-11-1 岡谷市生涯学習活動センター 第1多目的ホール	60名
7月12日(木)	午後1時から 午後4時まで	望月会場	北佐久郡立科町大字 芦田2522-1 立科町中央公民館	70名
7月22日(日)	午後1時から 午後4時まで	長野南会場	長野市川中島町原 704-2 東北信運転免許センター 第1学科試験室	100名
7月27日(金)	午後1時から 午後4時まで	阿南会場	下伊那郡阿南町西條 2333-1 阿南町町民会館	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成19年5月28日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
7月26日(木)	午前10時から 午後4時まで	飯田会場	飯田市小伝馬町1-3541-1 長野県飯田創造館	60名

3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。（所要時間60分）
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

- 受講当日は、筆記用具を持参してください。

- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

正 誤

平成19年5月17日付け公告「特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請」中

ページ 行(箇所) 誤 正
20 右側13 堀内一光 堀内一光

NPO活動推進課

平成19年5月21日付け長野県告示第303号「農業近代化資金融資利子補給金交付要綱の一部改正」中

ページ 行(箇所) 誤 正
2 左側下から1 農村整備課 農村振興課

情報公開・法務課